

清末、江南の一租棧における徴税・小作関係(一) : 九州大学所蔵江蘇省長州県馮林一棧関係簿冊について

川勝, 守

<https://doi.org/10.15017/2230465>

出版情報 : 史淵. 125, pp.109-157, 1988-03-15. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :



清末、江南の一租棧における徴税・小作関係（二）

——九州大学所蔵 江蘇省長洲縣馮林一棧関係簿冊について——

川 勝 守

はじめに

中国地主制の最終段階に出現した租棧とよぶ地主管理機構については、村松祐次氏の一連の研究^①によってそのほぼ全貌を知ることができる。氏によれば、租棧というのは、地主つまり管業戸であつて、主として何らかの官職背景をもっている紳士、郷紳が、他の業戸地主からその所有地の管理を委託されて、これを自己の所有地や、受典地などと共に一括して管理と、コミッション・ベーススでその全体から小作料を徴収し、その全体について税を代納するため^②に設けた、土地の管理経営と包攬との大規模機構である、という。そして、そのような性格も最も十全に示すのは、徴税関係と小作関係とを、同一の地片について同時に示す蘇州府呉県長洲縣の馮林一棧関係簿冊がある。村松氏が利用し分析したそれは東洋文庫所蔵の十種二十四冊の手書き本であるが、既に筆者が旧稿で紹介したごとく九州大学所蔵図書の中に十種二十九冊の手書き本があり、いずれも村松氏が利用した東洋文庫所蔵簿冊と密接な関係にある。旧稿において筆者は、九州大学所蔵江蘇省呉県関係の簿冊の分析を行ったが、その長洲縣関係分の検討は未着手であつた。旧稿に記したように、租棧が経営管理のために作成した簿冊類は、本来、それぞれ特定の使用目的を持って作成したものである。したがつて、それぞれの簿冊は、租棧管理の一部分部分を表現する存在である。分析に入る前に東

清末、江南の一租棧における徴税・小作関係（二）（川勝）

洋文庫、九州大学両機関所蔵の馮林一棧関係簿冊を一覧にしておこう（第1表）。

第1表 馮林一棧関係簿冊一覽

（東洋文庫）

（九州大学）

番号	表 記	帙冊数	年次記入	番号	表 記	帙冊数	年次記入
1	※呉邑各部図漕米總冊	一		(一)	呉邑銀漕有閑副冊	一	光緒二二八七六
2	※長邑無閑漕米總冊	一		(二)	呉邑無閑辦糧冊	一	光二五二八九九
3	※長邑無閑田單冊	四	光緒二〇二八九四	(三)	長邑佃冊	一	
4	※長邑出由婦図冊	八	光緒二二二八八五	(四)	長邑佃冊	一	光三四二九〇八
5	※各姓推下	一		(五)	辦糧底冊	一三	民国二九二二一
6	※長・元單數 (丁末年勤宣義莊田數底冊)	一	丁末年 (光緒三二一九〇七)	(六)	長邑各部圖漕米總冊	二二	
7	「同治吳縣都圖」	三		(七)	※長邑各部圖無閑田單冊	四	光一七二八九二
8	「長邑拾玖年分無閑漕米冊」	二	光緒一九二八九三	(八)	※長邑經号田單底冊	四	
9	「長邑有閑漕米冊」	二		(九)	長邑小租簿	一	宣統元二九〇九
10	「長邑無閑上下忙漕米冊」	一		(十)	長元吳三邑条漕彙計	一	
11	光緒廿七年無閑長邑条漕知單	一					
12	光緒廿八年無閑長邑条漕知單	一					
		二六					

（註）表中の※印は一頁目に「馮林一棧備考」の記入がある。

九州大学所蔵の馮林一棧関係簿冊の特徴は一つには「佃冊」「租簿」が入っている点である。この点からして、村松氏の分析では推測の域を出なかった、同一の地片について徴税関係と小作関係を同時に示す史料からの具体的知見が得られる。ただし、この点について筆者の旧稿での呉県関係分の簿冊は必ずしも十全な結論を出せるものではなかった。長洲県分の検討が要請される所以である。それともう一点は、徴税―上・下忙銀の地丁と漕米との徴税技術の詳細が知られ、そうした徴税・小作関係の新知見によって、租棧構成の実相が知られることになる。まず、旧稿で触れなかった馮林一棧の長洲関係簿冊(五―九)の紹介を行っておこう。

一、史料の形式と内容

(五)「辦糧底冊」(史料(五)とする、以下同)

三冊あり、それぞれ冒頭の都図が一都六図、一都一図、九都一図で始まる。仮にこれらをA・B・C冊とすれば、A冊は縦二一・一糧×横二二・二糧、B冊は二一・二×二二・八、C冊は二二×二二・九であり、三冊とも寸法には違いがある。しかし中味の用紙は同一で、左右十六行、計三十二行を中央で折って袋綴にしてあり、版心に「辦糧底冊 宣統元年鑄 吳垂裕義莊」と刷つてある。この吳垂裕義莊とは後述するように、馮林一棧関係地の業戸として登場する呉姓の義荘である。

記事の体裁をしめすために、A冊冒頭の一葉を掲げると、

一部六図▲		房基圖	
則田。	一分五厘	則田。	一分
糧戸。吳貽善	原報。翁杏樓	下忙。	一分
号。三八		上忙。	串截
		九厘	串截
		則田。	一分
		下忙。	串截
		上忙。	串截
		下忙。	串截
		漕米	一升
		糧戸。	又
		原報。	又
		号。三八	

となっている。右で圈点をつけた則田、糧戸、原報、号、^上下忙は罫線と同じく藍色で予め版木で刷り込んだものであり、これに▲印の都図と□で囲んだ丁、串截、漕米、截とが朱色のハンコ様で押したものとなっている。則田は記入のないものが多く、いずれも官則であるが、民則、五升則、荒官則らの墨書きもある。その面積、糧戸、原報は通常漢字の墨書きであるが、^上下忙、漕米記入は蘇州商業略記で記入してある。

各冊記入内容の全体を知るために、ABC各冊の各都図について地片数、業戸数、面積合計を出すと第2表のようになる。

第2表の各都図の存在を村松氏の研究に引かれている馮林一棧関係地の都図⁽³⁾と対照すると、A冊は吳県分、B冊は長洲県分であるとすぐ判断できる。では、C冊は何か。C冊の都図・地片数・糧戸数・面積これらが全く一致する部分がA冊にある（これを示すためにC冊の都図欄に※印をつけた）ことから、C冊はA冊と同じ馮林一棧の吳県関係分であって、A冊とは異年次の簿冊だと判断される。この年次については、A冊に丁ないし丁・戊、C冊（及びB冊も）に庚と朱印が押されていることから、A冊は民国六年（丁巳、一九一七）か七年（戊午）、C冊（及びB冊）は宣統二年（庚戌、一九一〇）とわかる。

第 2 表 (その 1)

A				B				C			
都・区	地片	糧戸	面積	都・区	地片	糧戸	面積	都・区	地片	糧戸	面積
1・6	2	1	0.250 ^畝	1・1	9	3	38.773 ^畝	9・1	3	1	15.550 ^畝
1・9	2	1	17.640	1・2	10	4	50.007	9・2	3	2	49.475
1・11	1	1	8.385	1・3	14	5	64.153	9・4	5	2	33.500
1・12	1	1	16.100	1・4	11	2	38.760	※9・5	5	5	69.850
1・14	1	1	9.400	1・5	10	3	28.218	※9・6	3	3	20.550
1・16	1	1	4.000	1・6	3	1	14.918	※9・7	3	3	11.400
3・11	3	1	35.018	1・7	5	1	13.987	※9・8	2	2	18.200
3・12	3	1	8.250	1・8	5	2	11.952	※9・9	3	2	25.100
4・5	2	2	0.500	1・9	6	4	56.515	※9・10	5	1	24.400
4・7	5	2	31.880	1・10	9	3	49.241	9・11	6	5	50.050
5・6	2	1	14.000	1・上11	3	3	28.345	9・12	2	2	11.950
5・7	3	2	39.700	1・下11	6	2	16.435	※9・13	3	2	24.625
5・8	1	1	3.100	1・12	5	3	34.668	10・1	6	5	91.000
5・9	5	3	72.250	1・13	1	1	1.953	※10・2	1	1	0.400
5・10	7	3	69.600	1・15	8	3	12.165	10・3	4	2	12.900
5・11	1	1	12.500	1・17	1	1	1.300	※11・1	1	1	2.000
5・12	5	4	84.000	1・18	8	3	21.434	※11・2	1	1	38.950
6・3	2	2	6.500	1・19	3	2	6.631	※11・3	1	1	9.000
6・4	1	1	5.200	1・20	1	1	1.588	※11・4	4	2	6.200 ⁺
6・5	3	2	33.150	1・21	3	2	14.685	※11・5	2	1	17.700
6・6	3	2	61.800	1・22	11	5	44.888	※11・上6	2	2	10.090
6・7	1	1	9.000	1・23	7	2	32.893	※11・7	2	1	21.500
6・8	1	1	1.300	2・1	7	2	19.489	※11・8	1	1	5.000
7・1	3	3	42.850	2・10	1	1	15.060	※11・9	1	1	19.150
7・2	1	1	4.170	2・13	11	2	23.999	※11・10	2	1	16.900
7・3	2	2	14.800	2・14	3	3	36.113	11・11	2	2	26.530
7・4	2	1	32.800	2・15	3	2	35.675	※11・12	3	2	37.050
7・5	1	1	4.200	2・16	10	4	36.070	※11・15	1	1	20.300
7・7	1	1	5.000	2・17	4	3	26.907	※11・16	1	1	0.250
7・12	4	4	35.800	3・1	5	1	116.722	※11・19	1	1	8.000
8・3	1	1	3.400	3・2	6	1	131.576	※11・21	1	1	17.420
8・7	1	1	5.100	3・3	6	1	93.791	※11・22	7	3	3.609 ⁺
8・10	7	4	132.170	3・4	6	1	80.331	※11・23	1	1	1.200
8・11	1	1	2.000	3・5	3	2	22.609	※11・25	1	1	1.800
9・1	2	2	3.500	3・6	3	2	19.174	※11・29	5	1	31.000
9・2	2	2	28.075	3・7	3	2	42.809	※11・33	1	1	3.600
9・4	3	2	18.950	3・11	3	1	30.817	12・2	1	1	5.300

第 2 表 (その 2)

A				B				C			
都・図	地片	糧戸	面 積 畝	都・図	地片	糧戸	面 積 畝	都・図	地片	糧戸	面 積 畝
9・5	5	5	69.850	3・12	2	1	21.870	12・4	1	1	4.100
9・6	3	3	20.550	3・15	1	1	24.940	12・7	1	1	8.600
9・7	3	3	11.400	4・7	1	1	14.400	12・17	1	1	11.200
9・8	2	2	18.200	4・上8	5	2	62.226	※12・18	3	2	23.500
9・9	3	2	25.100	4・下8	4	2	44.591	※13・2	3	2	35.485
9・10	5	1	24.400	4・上9	5	1	29.193	※13・4	3	3	13.600
9・11	5	5	46.050	4・10	2	1	39.860	※13・6	1	1	4.000
9・12	1	1	0.950	4・上11	3	2	53.569	※13・7	2	2	22.300
9・13	3	2	24.625	4・下11	3	2	43.357	※13・8	4	3	23.060
10・1	5	5	90.000	4・上12	3	2	47.928	※13・9	2	1	49.021
10・2	1	1	0.400	4・下12	1	1	2.200	※13・10	3	1	23.550
10・3	3	2	9.800	4・南13	4	2	60.947	※13・11	1	1	3.000
11・1	1	1	2.000	4・北13	6	2	121.380	※13・12	2	1	43.750
11・2	1	1	38.950	5・2	1	1	3.850	※13・13	3	2	45.140
11・3	1	1	9.000	5・6	3	1	10.887	※13・14	1	1	7.800
11・4	4	2	6.200 ⁺	5・7	1	1	8.287	※13・15	4	4	62.325
11・5	2	1	17.700	5・上8	1	1	4.700	※13・16	1	1	16.000
11・上6	2	2	10.090	5・12	1	1	7.900	※14・1	2	1	11.300
11・7	2	1	21.500	5・14	1	1	3.116	※14・2	4	3	25.800
11・8	1	1	5.000	東6・下北5	3	2	30.794	※14・3	2	2	36.500
11・9	1	1	19.150	7・2	3	2	8.518	※14・4	2	1	43.850
11・10	2	1	16.900	7・3	3	1	20.560	※14・5	3	3	59.300
11・11	1	1	6.500	8・上3	1	1	1.952	※14・6	3	1	4.700
11・12	3	2	37.050	9・1	1	1	2.660	※14・7	9	3	66.000
11・15	1	1	20.300	9・9	1	1	15.109	※14・8	2	2	17.500
11・16	1	1	0.250	9・16	3	1	55.365	※14・9	1	1	2.000
11・19	1	1	8.000	9・21	2	2	5.058	※14・12	6	3	97.900
11・21	1	1	17.420	9・上22	2	2	9.050	14・13	1	1	6.500
11・22	7	3	3.609 ⁺	9・23	2	2	2.451	※14・16	1	1	3.000
11・23	1	1	1.200	9・31	1	1	0.300	※14・19	1	1	2.800
11・25	1	1	1.800	9・34	1	1	2.061	※19・14	3	1	44.280
11・29	5	1	31.000	11・下1	2	1	4.530	※19・19	1	1	8.580
11・33	1	1	3.600	11・4	2	2	18.225	※19・20	2	1	47.650
12・18	3	1	23.500	11・5	4	2	17.877	※20・1	1	1	111.600
13・2	3	2	35.485	11・中8	1	1	7.798	※20・2	11	2	116.310
13・4	3	3	13.600	11・下8	1	1	13.189	※20・3	1	1	4.000
13・6	1	1	4.000	11・11	1	1	4.400	20・4	2	1	18.975

清末、江南の一租棧における徴税・小作関係（二）（川勝）

第 2 表 (その 3)

A				B				C			
都・区	地片	糧戸	面 積	都・区	地片	糧戸	面 積	都・区	地片	糧戸	面 積
13・ 7	2	2	22.300 ^畝	12・上1	7	2	28.919 ^畝	※20・ 6	2	1	14.100 ^畝
13・ 8	4	3	23.060	12・下1	5	2	13.581	※20・ 7	1	1	10.100
13・ 9	2	1	49.021	12・ 2	2	2	10.174	※20・ 8	1	1	15.800
13・10	3	1	23.550	12・ 3	3	3	64.598	20・ 9	1	1	3.000
13・11	1	1	3.000	12・ 4	2	2	37.043	※20・12	1	1	4.600
13・12	2	1	43.750	12・ 5	1	1	9.000	※20・13	1	1	14.600
13・13	3	2	45.140	12・上9	6	3	48.026	※21・ 1	7	6	50.420
13・14	1	1	7.800	12・下9	8	2	34.219	21・ 2	11	4	102.351
13・15	4	4	62.325	12・12	2	2	36.970	※21・ 3	3	1	35.500
13・16	1	1	16.000	12・16	7	3	37.365	※21・ 4	3	2	36.900
14・ 1	2	1	11.300	12・18	5	4	25.205	※21・ 5	3	1	16.000
14・ 2	4	3	25.800	12・19	7	4	38.443	※21・ 6	1	1	3.120
14・ 3	2	2	36.500	12・20	3	2	16.606	21・上8	3	1	11.600
14・ 4	2	1	43.850	12・21	2	2	13.000	21・ 9	2	2	19.066
14・ 5	3	3	59.300	西13・ 1	14	5	55.584	21・11	1	1	8.050
14・ 6	3	1	4.700	西13・上2	8	3	26.883	21・12	2	2	2.050
14・ 7	9	3	66.000	西13・下2	1	1	6.980	※22・ 1	3	1	21.800
14・ 8	2	2	17.500	西13・ 3	15	4	126.409	※22・ 2	2	1	23.700
14・ 9	1	1	2.000	西13・ 4	52	5	146.736	※22・ 4	1	1	2.000
14・12	6	3	97.900	西13・ 5	34	4	117.833	22・ 6	5	3	51.050
14・16	1	1	3.000	西13・上6	24	4	72.882	※22・ 7	3	1	23.900
14・19	1	1	2.800	西13・下6	28	5	107.570	※22・ 8	1	1	1.200
19・14	3	1	44.280	西13・ 7	32	6	122.303	※22・ 9	1	1	4.000
19・19	1	1	8.580	西13・上8	14	3	57.282	※22・10	1	1	1.200
19・20	2	1	47.650	西13・下8	10	5	56.932	※22・11	1	1	33.300
20・ 1	1	1	111.600	西13・上11	7	2	52.299	※22・13	2	1	38.995
20・ 2	11	2	116.310	西13・下11	11	3	26.682	23・ 1	1	1	56.550
20・ 3	1	1	4.000	西13・13	5	3	11.517	※23・ 4	1	1	7.800
20・ 4	2	1	18.975	西13・14	10	3	71.404	※23・ 5	2	1	21.050
20・ 6	2	1	14.100	西13・上15	20	5	77.954	※23・ 6	1	1	2.500
20・ 7	1	1	10.100	西13・下15	16	6	61.919	※23・ 7	2	1	22.300
20・ 8	1	1	15.800	西13・16	5	4	28.314	※23・ 8	1	1	11.000
20・12	1	1	4.600	西13・上北17	7	4	30.738	※23・ 9	1	1	3.000
20・13	1	1	14.600	西13・下北17	6	3	27.945	※24・ 9	1	1	7.100
21・ 1	7	6	50.420	西13・22	6	2	21.328	※27・ 1	1	1	4.400
21・ 2	11	4	102.351	東13・ 1	45	5	134.888	※27・上2	2	2	28.400
21・ 3	3	1	35.500	東13・ 4	40	5	158.494	27・ 3	4	1	11.250

第 2 表 (その 4)

A				B				C			
都・区	地片	糧戸	面積	都・区	地片	糧戸	面積	都・区	地片	糧戸	面積
21・4	3	2	36.900 ^畝	東13・8	3	3	11.700 ^畝	※27・5	1	1	1.600 ^畝
21・5	3	1	16.000	東13・9	15	1	46.373	※27・6	3	1	9.300
21・6	1	1	3.120	東13・上南10	17	3	35.036	27・8	3	1	17.200
21・上8	3	1	11.600					※27・9	1	1	6.100
21・9	1	1	5.300					※11・Ⅳ1	12	4	1.555 ⁺
21・12	1	1	0.950					※11・Ⅳ2	4	4	2.665 ⁺
22・1	3	1	21.800					※11・Ⅳ3	11	3	1.543
22・2	2	1	23.700					※11・Ⅳ4	4	2	0.750
22・4	1	1	2.000					※11・Ⅳ5	4	3	1.649
22・7	3	1	23.900								
22・8	1	1	1.200								
22・9	1	1	4.000								
22・10	1	1	1.200								
22・11	1	1	33.300								
22・13	2	1	38.995								
23・4	1	1	7.800								
23・5	2	1	21.050								
23・6	1	1	2.500								
23・7	2	1	22.300								
23・8	1	1	11.000								
23・9	1	1	3.000								
24・9	1	1	7.100								
27・1	1	1	4.400								
27・上2	2	2	28.400								
27・3	2	1	7.250								
27・5	1	1	1.600								
27・6	2	1	9.300								
27・8	1	1	2.700								
27・9	1	1	6.100								
11・Ⅳ1	12	4	1.5550 ⁺								
11・Ⅳ2	6	4	2.665 ⁺								
11・Ⅳ3	11	3	1.542								
11・Ⅳ4	4	2	0.750								
11・Ⅳ5	5	3	1.779								
			3,208.690				4,296.883				2,652.589

清末、江南の一租棧における徴税・小作関係(二)(川勝)

C冊とA冊との間には辛亥革命（一九一一年）がある。そこでC冊とA冊との間の記載の違いによって、馮林一棧関係地の呉県分の増減をみると、第3表のごとくになる。減少分は二七四畝七一六であるが、それが陳余慶という呉姓以外を除けば、すべて呉留余分であることが注目される。この呉留余については、九州大学所蔵『辦糧底冊』に挟まれた紙片の「中華民國八年上忙易知由單」「中華民國八年下忙易知由單」「中華民國八年漕米易知由單」に西拾捌畝糧戸呉留余とあつて、何か特別扱いされていたようである。なお、この都図は先の第2表にはみられず、『辦糧底冊』が馮林一棧関係地をすべて網羅したものでないことを予想させる。しかし、『辦糧底冊』に「易知由單」が挟まっている（張りつけてあるものもある）ことによつて、租税が納税名義人から税を代納する手続きがある程度わかることになる。つまり、納税名義人＝糧戸は徴税催促書である易知由單をまず租税に提出し、納税済みとなると、県知事の公印が押されて租税に來る（「串截」「來串」の由來）。そしてそれは租税に残つて、納税名義人にはわたらなかつたのではないかということであるが、この点は他の簿冊の存在とも関係するので後述しよう。

（六）「長邑各都図漕米總冊」

これは村松氏が紹介された東洋文庫の史料2、8、9、10と同内容のものであるが、それらが一、二冊であるのに對し、十二冊と分量に異なりがある。各冊の内容を一覧にすると、第4表のごとくになる。各都図の地片ごとに同一内容を確認すれば、第一冊—第四冊初まで（Ⅰとする）が一部一図より中十八都十圖に至る無閏年の地丁—上下忙銀と漕米の徴収である。これらには折徴つまり割引の記載はない。次に第四冊途中から五冊半ばまで（Ⅱとする）が一部一図より十二圖四圖までの無閏年の地丁漕米徴収であり、割引は下忙銀が上忙の九二%の実徴となつてゐる。漕米の割引はみられない。三番目は第五冊半ばから第八冊目まで（Ⅲとする）、一部一図より中十八都十圖の有閏年の徴収簿で割引は忙銀漕米ともにみられない。四番目は第九冊—十二冊で（Ⅳとする）無閏年の二圖九圖より中十八都八

第 3 表

都・区	C			A			減 少 分 (▲増)			
	地片	糧戸	面 積 ^畝	地片	糧戸	面 積 ^畝	地片	糧戸	面 積 ^畝	糧戸名
9・ 1	3	1	15.550	2	1	3.500	1	0	12.050	呉留余
9・ 2	3	2	49.475	2	2	28.075	1	0	21.400	〃
9・ 4	5	2	33.500	3	2	18.950	2	0	14.550	〃
9・11	6	5	50.050	5	5	46.050	1	0	4.000	〃
9・12	2	2	11.950	1	1	0.950	1	1	11.000	〃
10・ 1	6	5	91.000	5	5	90.000	1	0	1.000	〃
10・ 3	4	2	12.900	3	2	9.800	1	0	3.100	〃
11・11	2	2	26.530	1	1	6.500	1	1	20.030	陳余慶
12・ 2	1	1	5.300				1	1	5.300	呉留余
12・ 4	1	1	4.100				1	1	4.100	〃
12・ 7	1	1	8.600				1	1	8.600	〃
12・17	1	1	11.200				1	1	11.200	〃
14・13	1	1	6.500				1	1	6.500	〃
20・ 9	1	1	3.000				1	1	3.000	〃
21・ 9	2	2	19.066	1	1	5.300	1	1	13.766	〃
21・11	1	1	8.050				1	1	8.050	〃
21・12	2	2	2.050	1	1	0.950	1	1	1.100	〃
22・ 6	5	3	51.050				5	3	51.050	〃
23・ 1	1	1	56.550				1	1	56.550	〃
27・ 3	4	1	11.250	2	1	7.250	2	0	4.000	〃
27・ 8	3	1	17.200	1	1	2.700	2	0	14.500	〃
11・間5	4	3	1.649	5	3	1.779	▲1	0	▲0.130	〃
							27		274.716	

清末、江南の一租棧における徴税・小作関係（二）（川勝）

中華民國八年八月忙易知由

吳縣知事爲啟征上忙給發田單事
 兩合銀元二元五分定於八年 月 日(即陰歷 月 日)限知收二十分之一加征後至
 兩月仍未完納者加十分之一除出示布告外各戶實征銀數先行發單通知爲
 此仰業戶查照後開科則應完銀數如期赴柜完納隨單擊串安業切勿觀望遲延
 須至單者

計開

存 柜 西拾捌都拾捌 圖糧戶吳 留餘

則地山 一畝一分二厘五毫

應完民國八年熟田上忙銀陸分伍厘

中華民國 年 月

縣 第 號

日給如有外錯
 呈請更正

號



図までの地丁漕米徴収に関するもので、割引は下忙銀が上忙銀の八〇%、漕米が九五%の実徴となっている。以上か
 ら知られるごとく、(六)「長邑各都図漕米總冊」には四種の年次を異とする簿冊が入っていることが確認される。長洲
 県の「漕米總冊」と称する簿冊は村松氏が紹介した東洋文庫所蔵本(2・8・9・10)と併せると八種存在すること
 になる。この八種「漕米總冊」の作成年次はいつであろうか。東洋文庫8が光緒十九年と記入してある他は、いずれ

第 4 表

冊	都	区	関	割引	冊	都	区	関	割引
1	(1) 1, 2, 3, 5, 9, 10, 上11, 21, 22, 23 (2) 下5, 9, 10, 16, 17 (3) 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 11, 15 (4) 7, 上8, 下8, 上9, 上11, 下11, 上12, 下12, 南13, 北13 (5) 2, 6, 7, 上8, 12, 14 (8) 10 (9) 16, 21 (半19) 齊2 (12) 3, 5, 上9, 下9, 12, 16		無	無	7	(西13) 5, 7, 上8, 下8, 上11, 下11, 14, 上15, 下15, 南17, 上北17, 下北17 (上14) 上11, 下11, 上12, 15, 上16, 17, 18, 上19, 下19, 20, 27, 28 (下14) 上2, 下2, 3, 5, 6, 上9, 下9, 上10, 下10, 13, 上14, 下14, 上24, 上25, 下25, 上26, (15) 上2, 上3, (下17) 2,		有	無
2	(12) 18, 19, 20, 21 (東13) 1, 4, 8, 上南10, 下南10, 上北10, 下北10, 11, 12, 13, 14, 15 (西13) 1, 上2, 3, 5, 7, 上8, 下8, 上11, 下11, 14, 上15, 下15, 南17, 上北17, 下北17 (上14) 上11, 下11, 上12, 15, 上16, 17, 18, 上19, 下19, 20, 27, 28 (下14) 上2, 下2, 3		無	無	8	(下17) 3, 14, 16, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 33, 34 (東18) 12, 13 (西18) 18, 19, 上20, 下20, 下21, 22, 23, 31, 上36, 37, (中18) 4, 5, 6, 8, 10		有	無
3	(下14) 5, 6, 上9, 下9, 上10, 下10, 13, 上14, 24, 上25, 下25 (15) 上2, 上3 (下17) 2, 3, 14, 16, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 33, 34 (東18) 12, 13 (西18) 18, 19, 上20, 下20, 下21, 22, 23, 31, 上36, 37		無	無	9	(2) 9, 10 (3) 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 11, 15 (4) 7, 上8, 下8, 上9, 上11, 下11, 上12, 下12, 南13, 北13 (5) 2, 6, 7, 上8, 12, 14 (8) 10 (9) 16, 21 (半19) 齊2 (12) 上9, 下9, 12, 16, 18, 19, 20, 21,		無	95
4	(中18) 4, 5, 6, 8, 10		無	無	10	(東13) 1, 4, 8, 上南10, 下南10, 上北10, 11, 12, 13, 14, 15 (西13) 1, 3, 5, 上8, 下8, 上11, 下11, 14, 上15, 南17, 上北17, 下北17 (上14) 上11, 下11, 上12, 15, 上16, 17, 18, 上19, 下19, 20		無	80
5	(7) 3, 上11, 下11 (8) 1, 上3, 4, 上7, 13, 上14, 上15, 上17, 下17, 22 (9) 1, 上15, 下15, 21, 34 (11) 4, 5, 下8, 11 (12) 2, 4,		無	92	11	(上14) 27, 28 (下14) 上2, 下2, 3, 5, 6, 上9, 下9, 上10, 下10, 13, 上14, 24, 上25, 下25 (15) 上2, 上3 (下17) 2, 3, 14, 16, 24, 25, 26, 27,		無	95
6	(1) 1, 2, 3, 5, 9, 10, 上11, 21, 22, 23 (2) 下5, 9, 10, 16, 17 (3) 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 11, 15 (4) 7, 上8		有	無	12	27 (統), 28, 29, 33, 34 (東18) 12, 13 (西18) 18, 19, 上20, 下20, 下21, 22, 23, 31, 上36, 37 (中18) 4, 5, 6, 8		無	80
7	(4) 下8, 上9, 上11, 下11, 上12, 下12, 南13, 北13 (5) 2, 6, 7, 上8, 12, 14 (8) 10 (9) 16, 21 (半19) 齊2, 3, 5, 上9, 下9, 12, 16, 18, 19, 20, 21 (東13) 1, 4, 8, 上南10, 下南10, 上北10, 下北10, 11, 12, 13, 14, 15 (西13) 1, 上2, 3,		有	無	註	①都図の()内は都の番号を示す。例、(1) 1は1都1図のこと。 ②割引欄の92等は92%実徴 ③同8%と上下に分けたものは上欄化銀下欄清米。			95

第 5 表 (その1)

部・図	(I)・(II)・(N)										(I)		(II)		(N)		(II)			
	則	面積 畝	業戸	原戸	下仁 石	漕米 石	有間下仁 石	有間漕米 石	下仁実徴 石	漕米実徴 石	則	面積 畝	業戸	原戸	下仁銀 円	漕米 石				
1・1	官	8,740	(呉経勲) ¹	即鞠寿	0.507	0.947	0.513	0.949			官	1,690	吳守倫忠	徐中和	0.097 ⁹⁴	0.183				
												6,337	徐秉記	徐秉記	0.367	0.686				
1・2	〃	14,111	(呉経勲) ¹	〃	0.818	1,529	0.828	1,532			〃	4,869	徐中和	徐中和	0.282	0.528				
											〃	14,662	徐秉記	徐秉記	0.849	1,588				
											〃	1,500	吳忠記	吳玉浦	0.087	0.161				
											〃	〃	吳忠記	吳忠記	0.080	0.161				
											〃	3,542	吳守倫忠	徐秉記	0.205	0.264				
1・3	〃	11,792	(呉経勲) ¹	〃	0.684	1,277	0.692	1,279			〃	7,000	吳守倫忠	徐秉記	0.405	0.758				
											〃	〃	錢寿記	錢寿記	0.405	0.758				
											〃	7,000	吳始記	吳始記	0.373	0.758				
											〃	〃	〃	〃	0.405	0.758				
											〃	2,930	〃	〃	0.170	0.317				
											〃	1,822	〃	〃	0.156	0.317				
											〃	〃	〃	〃	0.106	0.197				
1・4											〃	6,281	吳守倫忠	高経倉	0.364	0.660				
											〃	〃	高経倉	高経倉	0.335	0.660				
											〃	2,500	徐忠和	徐忠和	0.145	0.271				
											〃	19,093	〃	徐秉記	1.106	2,068				
											〃	〃	徐秉記	徐秉記	0.108	2,068				
											〃	13,081	吳始	高経倉	0.758	1,416				
											〃	〃	吳始	高経倉	0.697	1,416				
											〃	4,086	〃	〃	0.236	0.440				
											〃	〃	〃	〃	0.217	0.440				
1・5	〃	3,310	(呉経勲) ¹	即鞠寿	0.192	0.359	0.194	0.359			〃	11,520	〃	徐秉記	0.667	1,248				
											〃	〃	徐秉記	徐秉記	0.614	1,248				
											〃	12,515	〃	高経倉	0.725	1,356				
											〃	〃	高経倉	高経倉	0.677	1,356				
											〃	5,625	徐忠和	徐忠和	0.326	0.609				
											〃	〃	徐忠和	徐忠和	0.300	0.609				
1・6											〃	9,293	徐秉記	徐秉記	0.538	1,007				
											〃	〃	徐秉記	徐秉記	0.465	1,007				
											〃	〃	〃	〃	0.650	0.085				
											〃	0,873	〃	〃	0.046	0.085				
											〃	〃	〃	〃	0.046	0.085				
											〃	7,666	徐中和	徐中和	0.444	0.830				
											〃	〃	徐中和	徐中和	0.408	0.830				
1・7											〃	6,921	徐秉記	徐秉記	0.401	0.750				
											〃	〃	徐秉記	徐秉記	0.369	0.750				

清末、江南の一租棧における徴税・小作関係 (一) (川勝)

第 5 表 (その2)

部・図	則	(I)・(II)・(N)			(I)		(II)		(N)		(II)					
		面積畝	業戸	原戸	下忙 石	漕米 石	有間下忙 石	有間漕米 石	下忙実徴 石	漕米実徴 石	則	面積畝	業戸	原戸	下忙銀 石	漕米 石
1・8	〃										〃	8,627	〃 忠	〃	0.506 ⁹ (92)0.460	0.935
1・9	〃	8,963	(呉経鋤) ¹	邵騰寿 御注従記戸	0.519	0.971	0.526	0.972			〃	3,225	呉貽記	錢寿記	0.193 (92)0.178	0.360
1・10	〃	4,684	(呉経鋤) ¹	〃	0.272	0.507	0.275	0.508			2斗 官	5,006	呉守倫忠	徐中和	0.177 (92)0.163	0.451
											官	3,794	呉忠記	呉玉浦	0.220 (92)0.198	0.411
											〃	4,923	呉守倫忠	徐忠和	0.285 (92)0.262	0.533
											〃	4,600	〃	徐秉記	0.267 (92)0.246	0.498
											〃	11,788	〃	〃	0.683 (92)0.628	1.277
											〃	1,082	〃	〃	0.063	0.118
1・上11	〃	19,781	(呉経鋤) ¹	邵騰寿	1.147	2.143	1.161	2.146			〃	4,844	〃	徐忠和	0.281 (92)0.259	0.525
1・下11											〃	3,720	呉貽記	錢寿記	0.215 (92)0.198	0.403
1・12											〃	14,235	呉守倫忠	徐忠和	0.814 (92)0.758	1.542
											官	6,173	呉守倫忠	徐中和	0.358 (92)0.329	0.689
											〃	21,227	呉貽記	錢寿記	1.230 (92)1.132	2.299
											〃	3,413	〃	〃	0.198 (92)0.182	0.370
1・17											〃	1,300	〃	〃	0.075 (92)0.069	0.141
1・18											〃	2,880	呉守倫忠	徐秉記	0.167 (92)0.154	0.313
											〃	5,111	呉貽記	錢寿記	0.296 (92)0.272	0.554
											〃	0,810	〃	〃	0.047 (92)0.043	0.088
											〃	1,086	〃	〃	0.063 (92)0.058	0.118
											〃	6,337	〃	〃	0.396 (92)0.364	0.741
											〃	0,900	〃	〃	0.052 (92)0.048	0.097
											〃	3,800	〃	〃	0.220	0.412

第 5 表 (その 3)

部・図	(I)・(III)・(IV)										(II)					
	則	面積 畝	業戸	原戸	下 米	漕 米	有田 下 米	有田 漕 米	下 米 実徴	漕 米 実徴	則	面積 畝	業戸	原戸	下 米 銀	漕 米
1・19											〃	1.148 呉守倫忠	徐秉記		0.067 (92)0.062	0.125 石
1・20											〃	1.680 〃	〃		0.097 (92)0.089	0.182
1・21	官	4.700		即柳寿	0.272	0.509	0.276	0.510			〃	1.588 〃	〃		0.092 (92)0.085	0.172
1・22	〃	11.123		〃	0.645	1.205	0.653	1.208			〃	6.406 呉守倫忠	徐秉記		0.371 (92)0.341	0.694
											〃	16.653 〃	〃		0.965 (92)0.888	1.850
											〃	6.494 〃	徐忠和		0.376 (92)0.346	0.704
											〃	1.613 呉貽記	徐秉記		0.093 (92)0.085	0.175
											〃	3.172 〃	錢寿記		0.184 (92)0.169	0.344
1・23	官	4.698	(呉経勳) ¹⁾	即柳寿 御注実記戸	0.273	0.509	0.276	0.509			官	2.180 呉守倫忠	徐中和		0.126 (92)0.116	0.236
2・1											〃	14.477 〃	呉玉浦		0.839	1.568
											〃	3.582 呉貽記	錢寿記		0.207 (92)0.190	0.388
											〃	5.324 〃	〃		0.308 (92)0.283	0.577
2・上5											〃	7.185 呉忠記	呉玉浦		0.416	0.768
											〃	3.328 呉貽記	錢寿記		0.193	0.360
2・下5	官	13.972	(呉経勳) ¹⁾	即柳寿	0.801	1.513	0.802	1.517			〃	3.043 〃	倪復新		0.176 (92)0.162	0.320
2・6																
2・9	官	56.746	呉経勳	程倫叙	3.287	6.147	3.329	6.155	3.287 (80)	6.140 (95)5.840						
2・10	〃	15.060	〃	周受源 彭敏納	0.873	1.631	0.884	1.635	0.872 (80)	1.631 (95)1.549						
2・11											官	5.868 呉守倫	呉玉浦		0.340	0.636
												1.021 ()	〃		0.047 (92)0.043	0.102
2・12											官	1.600	〃		0.093	0.174

清末、江南の一租棧における徴税・小作関係 (一) (川勝)

も年次の明記にはない。しかし、内容記載から東洋文庫分は光緒十九、二十年前後であるとわかるが、九州大学分は決め手がない。そこで九州大学所蔵『漕米總冊』の各部分（Ⅰ―Ⅳ）の記載の比較を行っておこう（第5表）。紙幅の都合で冒頭一部だけの比較であるが、これによってもⅠ―Ⅳ各部分の特徴はよくわかる。第4表から、各部はⅠ―Ⅲは一貫しており、これからみて、Ⅰは最も古く早い時期についての記載で割引きもない。Ⅱはそれとは全く異質の地片・業戸・上下忙銀・漕米額を記載している。ⅢⅣはⅠと同内容、つまり地片・業戸名等が同一である。ただし、Ⅳは書き始めが二都九図、また以下八都十図までの記載が東洋文庫の史料2と全く同一である。Ⅲの部分は、実は、次に紹介する(e)「長邑各都図無閩田單冊」によって、光緒十年（甲申、一八八四）に置得され、呉守倫忠記から馮林一棧関係者（これも呉姓）へ推収された土地地片だけを集めたものであると判断されることを予め予測しておこう。

(七)「長邑各都図無閩田單冊」

これも、東洋文庫の史料8等と同形式同内容の簿冊である。その第一冊の内表紙には「長邑各都図無閩田單冊 馮林一棧備考」と墨書きする。その次の頁の一頁AからBにかけて「光緒十七年無閩 長邑条漕知單上冊」と題し、村松祐次氏がその光緒二十年分について紹介したのと全く同一の記載がみられる。ただし、その末尾の「扣二畝三分五厘六」、「扣二錢八分六」、「扣二斗五升四」の添記はない。

また、科則・面積の次の畝当り漕米額、同条銀（上下忙）額も示されていない。このような記載の差異は何を物語っているのだろうか。その検討のためにも、「田單冊」の記事内容をみてみると、その冒頭一都一図分各地片は次の通りである。

一都一図

官則 〔五畝式分五厘八毛〕

無閏單収 吳 經鋤

原戸趙菊寿 卯五十八

無閏上忙 〔申截〕

無閏漕米 五斗七升 〔申截〕

官則 参畝四分八厘二毛

無閏單収 吳 經鋤

又 全

〔申截〕

無閏上忙 五錢〇六

上戸併 〔申截〕

無閏漕米 三斗七升七合 〔申截〕

五錢〇六 94 実四錢七分七

官則 陸畝七分四厘

無閏單収 吳 貽善

原戸談慶順 丙八十二

無閏上忙 無閏下忙

無閏漕米 七斗三升 〔申截〕

官則 捌畝五分九厘七毛

無閏單収 吳 貽善

又 全

無閏上忙 無閏下忙

無閏漕米 九斗三升一合 〔申截〕

官則 参畝三分式厘五毛

無閏單収 吳 貽善

又 全

無閏上忙 無閏下忙

無閏漕米 三斗六升 〔申截〕

官則 一畝三分

無閏單収 吳 貽善 又 全

無閏上忙 無閏下忙

無閏漕米 一斗四升一合

官則 式畝四厘五毛

無閏單収 吳 貽善 又 全

無閏上忙 一兩二錢七分四 5 戸併
無閏下忙 一兩二錢七分四

無閏漕米 二斗二升二合

官則

一畝六分九厘

申載

無閏單収

吳裕仁

原吳守倫忠徐中和

申三十一

無閏上忙九分九厘

申載

無閏漕米

一斗八升三合

九八 94 実 九分三

官則

陸畝三分三厘七毛

申載

無閏單収

吳裕仁

又

徐秉記

全

無閏下忙三錢六分七厘

申載

無閏漕米

六斗八升六合

申載

三錢六分七厘 94 実 三錢四分四厘

これを村松氏が紹介した光緒二十年の「長邑無閏田單冊（史料3）」と比較すると（村松著書四六〇―六二頁）、科則、面積、業戸、原戸等及び漕米額は全く同一であるが、無閏上下忙（条）銀額の記入の仕方に違いがある。二十年分は各地片毎にその額が記入されているのに対し、右の十七年分では同一業戸についての併戸記載がみられる。これは次の「二都一図」についても同様であるが、いつでもそうかと言えばそうではなく、たまたまということのようである。しかし、たまたまは右の「田單冊」記事の「無閏單収」に關係するようである。「無閏單収」とは何か、ひいては「田單冊」とは何か、実は村松氏もこれを考えられたようであるが、氏にあっては「田單冊」は「条漕知單冊」とは同一で、單は「易知由單」と同じものとして終わっている。ここまでは正しいと思われるが、それでも右の「無閏單収」の説明にはならない。これについては、その「二都十三図」分の地片記事に、

二都十三図

官則

式畝八分

無閏單収

吳貽記

原錢壽記

卯十五号

無閏上忙	一錢五分三	串截	来單一錢五分二	無閏漕米三斗三合	串截
無閏下忙	一錢五分二	串截	94実一錢四分三		

(中略)

官則壹畝

無閏單収

呉貽記

又 全

無閏上忙	五分八	串截
無閏下忙	五分八	串截
	94実五分四	

無閏漕米	一斗八合	串截
------	------	----

此三戸成須用更正在辛巳百三十五号
范崔義戸全立二畝七分八厘

官則 八分四厘七毛

無閏單収 串未来

呉 原錢壽記

無閏上忙

無閏漕米 九升二合

官則 七分三厘 自業

無閏單収 呉貽記

又

無閏上忙	四分三
無閏下忙	四分三

無閏漕米 七升九合

官則 一畝二分三毛 串未来

呉 又

無閏上忙	七分
無閏下忙	七分

無閏漕米 一斗三升

とあつて、単収とは「来単」に照応するものであり、その逆の場合が「単未来」であり、それは「自業」ということになつてしまふ。先の(五)「辦糧底冊」でも述べたことに関連するが、納税名義人 $\parallel$ 業戸 $\parallel$ 糧戸は徴税催促書である易知由單を租棧に提供する。租棧はその由單を都図ごとに配列し、「田單冊」を作成する。そして、納税済みの確認は別に「漕米總冊」「辦糧底冊」を作成して、それによつて行ふ、とならう。

(八)「長邑經号田單底冊」

これも「田単冊」であるが、「底冊」となっている。体裁寸法は二五・二糎×一五糎で他の「漕米總冊」や「無閑田単冊」と同一でしかも内表紙に「馮林一棧備考」と記入されている。「経号」とは何か。村松氏が紹介された東洋文庫史料4「長邑出由帰図冊」の内表紙に表題とともに「経・忠・貽三号全」と記してある。村松氏はこの三文字はそれぞれ、「田単冊」に頻出する呉経鋤、呉忠記、呉貽記を連想せざるをえないが、後二者の呉忠記・呉貽記は字号らしいが、呉経鋤は個人名らしいとして、それ以上の追求はしていない。経号とは何か、はこの冊「長邑経号田単底冊」の内容の確認から始めなければならぬ。例によって、体裁をみよう。冒頭一葉Bには、

第六十七号。

光緒甲申十年置得李洪興山長邑田

東十三都一區。城南

城南坵47圩官則二畝六分二厘九毛

李洪山

64 坵官則三分

李洪興

右で□と右の圏点は朱字のハンコ（印）様の字で押されている以外は手書き墨書である。アラビア数字は商業

第 6 表 (その1)

号	置得年	被置得戸	都・国	坪・畝	則	面積	細註戸	号	置得年	被置得戸	都・国	坪・畝	則	面積	細註戸
67	光緒10	李洪山	東13・1	南城47	官	2.629	李洪山					307	〃	2.118	孫球塔
	(甲申)			64	〃	0.300	李洪興	84	〃	孫云階	〃	302	官	0.671	孫云階
68	〃	黄頌村 南廷芝堂	東13・4	池330	〃	0.320	黄増寿					298	荒官	0.500	〃
				343	〃	0.600	黄鄒氏					300	〃	0.750	〃
				235	〃	1.281	黄関観					374	官	0.800	〃
				231	〃	0.532	黄関桂	85	〃	朱克賢	〃	東城39	〃	2.648	朱克賢
				231	〃	0.339	黄関貴					昆349	荒官	0.456	〃
69	〃	任天観	〃	264	〃	0.836	華子香	86	〃	陸銀観	東14・4	田119	官	1.046	陸雲山
70	〃	周栄祖	〃	294	〃	0.700	顧春芳	87	〃	王銀芳 王永四	下14・下2	亩10	官	1.400	王永四
			〃	293	〃	0.200	周大宝	88	〃	李雲山	東13・4	田176	〃	0.555	巨安裕
71	〃	鄒再峯	〃	147	〃	0.600	鄒福観					145	荒民	0.660	李雲山
72	〃	秦大宝	東13・1	東厩50	〃	0.930	秦大宝	89	〃	莫士徳	13	物1040	〃	0.529	莫士徳 即永茂
73	〃	呉鑑山	〃	17	〃	3.708	呉鑑山	90	〃	陳星裕	下14・23	昆297	荒官	3.800	陳新翁
74	〃	秦全福	下14・下2	張46	〃	0.650	秦漢基	91	〃	陳虎観	3	塞585	民	0.765	陳虎観
75	〃	秦再新	〃	33	〃	1.673	秦茂堂			即景亭		586	〃	0.596	〃
			〃	81	民	0.700	〃	92	〃	秦木金	東13・1	北城62	官	3.000	秦念椿
76	〃	李周協和	東13・4	田137	官	0.844	張敦豊福記	93	〃	蔣森記	7・2	纒15	〃	0.850	蔣崇徳
					〃	0.844	〃			即秋田		振25	〃	2.747	〃
					〃	0.844	〃				11・中8	遼19	〃	3.113	〃
				138	民	0.824	〃					20	〃	4.685	〃
					〃	0.824	〃				12・19	京	〃	1.034	〃
					〃	0.824	〃						〃	1.034	〃
				139	〃	0.500	許云山海観					170	民	1.484	〃
77	〃	李云飛	〃	77	〃	1.641	李云飛					178	〃	2.394	〃
78	〃	許鳳江	〃	池168	官	0.700	許鳳江					188	〃	0.760	〃
79	〃	巨耕耕永春	〃	田180	民	0.700	瞿永春					195	〃	1.470	〃
					〃	0.500	瞿耕心				・3	爵	官	5.659	潘靜記
					〃	0.100	瞿耕心						〃	4.398	〃
				191	荒官	1.576	〃						〃	4.842	〃
				196	官	0.500	〃						〃	3.024	〃
80	〃	徐栄廷	東13・1	南城50	〃	0.487	徐徳文						〃	5.369	〃
				63	〃	0.800	〃						〃	0.879	〃
			4	田129	民	0.500	徐雲廷				東6・下北5	操50	〃	2.380	范有客
81	〃	薛福観	〃	207	官	1.700	薛福観					53	〃	3.599	〃
82	〃	胡耕山	下14・23	昆13	〃	2.810	胡耕山					54	〃	3.308	〃
83	〃	陳秀徳	〃	306	荒官	1.180	陳大昇	94	〃	張春海	11・4	珠	〃	1.800	陳清芬

第 6 表 (その2)

号	置得年	被置得戸	都・国	坪・坪	則	面積	細註戸	号	置得年	被置得戸	都・国	坪・坪	則	面積	細註戸
				称	官	1.800 ^原	陳清芬	112	〃	沈玉泉	上19	東 南 中 南 幾12	〃	2.625 ^原	沈春泉
					〃	2.200	〃	113	〃	楊大祥	上19	中 南 幾36	〃	0.420	楊大祥
			12・19	都	〃	5.283	〃				〃	34	〃	2.610	〃
			2	因(隠)	〃	1.218	〃	114	〃	顧恒益 元吉	17	新192	〃	0.489	顧元吉
				標(造)	〃	4.356	〃					190	〃	0.344	〃
95	〃	鄒雲橋	上14・上19	西南 幾116	斗 8升	2.221	曹大增					185	〃	0.357	〃
96	〃	沈春山	12・上1	同126	官	2.210	沈梅亭				上11	熟114	〃	7.721	〃
				130	斗 8升	0.623	曹大增					122	〃	2.970	〃
97	〃	顧增泉	下1	兄 29	〃	4.574	顧漢文						〃	0.300	〃
				31	〃	0.550	〃				上16	稷246	〃	1.070	〃
98	〃	顧秀峰	上1	同 35	〃	1.677	顧秀峰				下16	税 36	〃	1.000	〃
			下1	懷374	民	1.977	〃					136	〃	2.221	〃
99	〃	顧春泉	上1	氣 12	官	5.427	方敦睦					136	〃	1.360	〃
				13	〃	5.318	顧漢文				上19	中 北 幾38	民	2.475	〃
100	〃	顧海和	上1	同 58	〃	2.791	顧海和				下19	勞 8	官	2.454	〃
				59	〃	1.754	〃					111	〃	7.004	〃
101	〃	顧四觀	12・下1	懷341	民	2.216	顧四觀					30	〃	0.600	〃
102	〃	莫鳳岐	〃	333	〃	1.264	莫鳳岐					31	〃	0.808	〃
103	〃	顧金觀	〃	(第23) 地21	官	3.000	顧金觀				17	勘 31	〃	4.869	顧恒益
104	〃	顧增宝	上1	同33	〃	2.647	顧漢文				18	孟 20	〃	3.137	〃
				34	〃	1.913	〃					32	〃	4.560	〃
105	〃	顧虎觀	上1	43	〃	2.272	顧虎觀				21	南 勃 94	〃	4.002	〃
106	〃	方苟觀	東13・上南 10	仙332	〃	2.250	皇甫石山					116	〃	5.407	〃
107	〃	沈紀峯	12・上1	氣218	斗8升	2.288	沈紀峯				28	厥331	〃	1.307	顧元吉
108	〃	錢兆璋	上14・下12	本61	官	3.460	錢兆璋				下14・上26	農 3	〃	2.761	〃
				17	西務33	〃	董堯新	115	〃	徐同君	下17・27	潔232	民	0.235	徐授康
				新238	2斗	2.215	閔金大						官	2.413	〃
			下11	東務166	官	5.758	錢兆璋						1斗5合	2.075	〃
				41	〃	1.700	〃					純 74	官	2.115	〃
				111	〃	0.434	〃				下14・6	邈 53	〃	5.183	〃
			西13・上11	篤102	〃	2.170	〃				3	塞265	〃	4.197	〃
				103	〃	3.908	〃					481	〃	1.128	〃
109	〃	李金福	上14・15	愛 82	〃	2.132	李積普				下25	池 53	民	5.552	〃
		即良法		81	〃	4.898	〃				西18・22	嗣 25	官	1.812	〃
110	〃	龔洪山	上14・上19	西南 幾116	荒民	1.900	龔洪山				東13・1	東雁35	〃	1.200	〃
111	〃	曹文煥	下19	勞184	官	3.055	曹虞堯				12・上9	鬱111	〃	2.228	〃

清末・江南の一租棧における徴税・小作関係(一)(川勝)

第 6 表 (その3)

号	置得年	被置得戸	都・国	坪・畝	則	面積	細註戸	号	置得年	被置得戸	都・国	坪・畝	則	面積	細註戸
				100	官	1.910	徐授康			(計官則田 26.627)		43	〃	1.747	楊根
116	〃	皇甫湘蘭	東13・上南 10	仙448	民	0.827	皇甫湘蘭					44	〃	0.661	楊寿
				454	官	0.854	〃					45	〃	0.943	楊根寿
				470	〃	1.295	〃				29	孟154	〃	2.056	邢濟美
117	〃	許永介	下17・16	巾184	〃	2.035	李又蘭					東孟 126	〃	2.530	陸普爵
				174	〃	0.512	許永嘉					128	〃	1.171	〃
				182	〃	2.200	〃					127	〃	1.395	〃
118	〃	顧永発	26	銀 89	民	0.450	顧兆徳				西18・23	鰐383	〃	3.209	徐洪升
119	〃	陸玉秀	29	西孟 25	官	1.384	陸玉秀	133	〃	葛侃如	中18・4	鰐383	2斗	2.292	葛関適
120	〃	張東高	24	拳 21	〃	1.041	張廷正	7月				327	官	5.805	〃
				23	止微 5升	1.150	〃			(共単6紙)		325	〃	4.188	〃
				27	民	0.868	張廷珍			(計田 26.098)	5	且 58	2斗	4.625	侯登玉
121	〃	鄧進栄 栄徳	中18・6	祀 31	官	2.819	鄧進栄					297	5升	7.188	葛栄礼
122	〃	潘志岳	西18・37	康 29	〃	4.500	潘芝鶴					293	5升	2.000	〃
				15	〃	0.930	〃	134	〃	陸景福	下14・5	雞203	民	4.808	濮玉潤
123	〃	蔣蘭亭 王泉福	下14・9	庭131	〃	2.988	蔣廷貞 王学成	9月				507	〃	2.064	〃
124	〃	徐永齡	下17・33	南接 77	〃	5.000	程四箴					710	〃	1.774	〃
125	〃	周培田	「原単 未来」	贖 去不 登	〃	〃	〃			(共単41紙)		407	荒民	1.863	〃
126	〃	郁茂徳	東13・13	物618	官	1.463	郁茂徳			(計不等即田 111.018)		406	〃	3.194	〃
				615	〃	0.733	郁九思					579	官	0.527	〃
127	〃	郁金元	〃	506	〃	1.306	郁金元					482	〃	2.720	〃
128	〃	胡松南 念菊	下14・上10	岫 60	〃	3.606	陳協泰					581	〃	1.115	〃
			下10	查286	荒民	6.000	胡和豊					446	民	3.446	〃
			上9	庭130	官	3.267	〃					191	〃	1.447	〃
			下17・25	西燭 17	〃	2.297	〃				西18・19	西燭 507	官	16.091	陸士魁
129	〃	郁又新	東13・13	物726	〃	1.932	郁文新					508	民	2.518	〃
130	〃	鄧進徳	下14・下2	宇 59	荒官	0.668	陳紹氏					543	官	2.028	陸士昌
					荒民	1.150	陳紹堂					542	〃	0.794	陸長華
					荒官	0.669	〃					538	〃	4.045	陸士昌
					荒官	1.150	陳象山					537	〃	1.500	〃
131	〃	徐同君	下17・24	洞 83	官	4.500	徐授康					536	〃	0.960	〃
132	光緒 23	卜季良	下17・24	拳321	官	4.718	邢濟美					535	〃	0.650	〃
	(丁酉) 5月			47	〃	3.500	〃					332	〃	1.600	〃
				170	〃	1.905	〃					542	〃	1.178	陸塊斗
				170	〃	1.906	〃				18	東 西 149 456	〃	4.972	陸余記
		(共単13紙)	28	弦 43	〃	0.886	楊寿				19	西 456	民	2.658	陸士魁

第 6 表 (その4)

号	置得年	被置得戸	都・国	坪・垧	則	面積	細註戸	号	置得年	被置得戸	都・国	坪・垧	則	面積	細註戸
				(不入垧)	1坪5分	1.100	陸士魁			(計田 25.723)		122	官	1.051	姚恒森
				540	官	1.028	陸長華					140	〃	1.067	〃
				540	〃	2.205	〃				下14・5	雞672	〃	0.437	〃
				104	〃	0.930	王岐再良					673	〃	1.413	〃
			西18・上20	雞446	官	6.000	陸長華				3	塞40	〃	0.707	〃
			下20	恐219	〃	3.279	史巧炳					43	〃	1.864	〃
				60	〃	4.309	陸懷萬				下17・16	妾70	〃	4.514	〃
				437	〃	1.850	〃					71	〃	2.486	〃
			22	嗣30	〃	2.081	〃				北19・下8	村前・88	〃	1.781	〃
				43	〃	3.516	〃	137	26年 (庚子)	程勺泉 懷清	西18・11	簡	〃	7.230	呉榮記
			31	拝160	〃	1.420	馬景良			即芍林		142	〃	3.945	〃
				159	〃	1.838	〃		桂月	即槐卿		8	〃	5.935	〃
				175	〃	4.749	陸嘉泰 盛記					要423	〃	2.900	〃
			上36	東 踐	57	民	3.619	陸懷萬		(共単15紙)		117	民	0.875	〃
				290	〃	1.000	陸培昌			又1紙		250	〃	0.897	〃
				290	〃	4.643	〃			(共田 52.024)		251	〃	1.144	〃
				290	〃	0.547	〃				18	東 踐	官	4.245	〃
				510	荒民	2.000	〃					288	荒民	4.795	〃
			下14・5	雞339	〃	2.952	周余慶 仁記					335	4并拾	2.000	〃
135	〃	許恒裕	下17・24	洞164	官	1.800	周敦厚					354	官	6.453	〃
	10月	(高硯廷 呉榮卿)		拳332	〃	0.670	〃					155	〃	2.234	〃
				洞77	〃	4.000	〃					164	〃	3.204	〃
				45	〃	1.541	許余慶				下36	西 踐	民	2.689	〃
		(新単11紙)	25	西 煙	250	5升	1.956	陸豫云					官	0.511	〃
		(計田 21.033)		251	5升	0.933	〃				東18・12	驢	〃	2.967	〃
			16	御246	官	0.788	周敦厚	138	〃	王永藝	下14・5	雞328	荒民	3.621	王三槐
				247	〃	2.638	〃		9月	友記		305	荒官	3.194	〃
				侍246	〃	2.555	〃					306	〃	1.635	〃
			24	洞72	〃	1.150	許恒裕			(共単19紙)	下17・2	眠49	官	2.350	李敦普
				94	〃	3.012	〃			(共田 40.466)	24	拳272	〃	2.611	王三槐
136	〃	姚恒森	西18・37	康164	官	0.520	姚恒森					242	〃	1.516	〃
	10月	棲梧	23	雞 54	〃	3.069	〃					〃	〃	1.535	〃
		(嚴達吉 陸賀卿)	上 下	惶18	5升	2.862	〃					213	1并5分	2.468	〃
			18	東 踐	369	荒官	1.631	〃				295	官	0.366	李敦普
			中18・6	祀141	官	2.217	〃					洞179	雞1并9分	3.502	王三槐
		(共新単15)		138	〃	1.004	〃				28	驢150	官	0.965	〃

清末、江南の一租棧における徴税・小作関係(二)(川勝)

第 6 表 (その5)

号	置得年	被置得戸	都・国	坪・垆	則	面積	細註戸	号	置得年	被置得戸	都・国	坪・垆	則	面積	細註戸	
				151	官	1.318 ^畝	王三槐					貴 14	官	2.516 ^畝	吳安吉	
				弦37	〃	1.219					上19	東南 ^東 90	〃	3.113	〃	
				89	〃	0.400	虞双福					旁185	〃	4.617	〃	
			29	盃 8	〃	3.703	王悦和				27	中 23	〃	4.180	〃	
			西18・22	嗣197	〃	1.204	王三槐				下14・13	椽 42	〃	1.122	〃	
				187	〃	2.158	〃					99	5升	0.600	〃	
			23	艦266	荒官	1.398	〃					99	官	1.585	〃	
			中18・6	祀172	官	5.303	王悦和					64	〃	5.561	〃	
139	〃	許榮泉	下17・29	盃 7	〃	3.758	許大德					13 ⁵ / ₇	〃	2.602	〃	
	9月	自業		8	〃	3.342	又					38	〃	3.606	〃	
140	〃	邢繪文	西18・23	艦366	〃	2.739	邢椿順					152	〃	3.733	〃	
	9月		中18・4	嬌 9	2斗	1.500	邢順福記					2 ² / ₃ ⁴	〃	1.413	〃	
			下17・25	東 ^東 130	官	0.300	陳仁生					2 ² / ₃ ⁴	〃	2.826	〃	
141	29年	朱見堂	東13・14	多279	〃	0.500	朱見堂					2 ² / ₃ ⁴	〃	1.249	〃	
	8月	(共單7紙)		384	荒官	0.500	〃					1 ² / ₃ ⁴	〃	2.130	〃	
		(計田4.300)		384	〃	1.000	〃					俣 19	〃	6.251	〃	
				384	〃	0.500	〃					上14	魚119	〃	1.202	張佐龔云記
				276	官	0.300	王和占				東18・35	顯 6	〃	2.929	〃仁記	
△	〃10月	林載亨	下17・14	煉114	〃	3.953	林仁德	△	33年8月	趙家玉金		驟 ^東 57	〃	1.933	〃	
△	32年	徐鳳儀	下17・24	拳 53	〃	3.626	徐鳳儀				(共計單27紙)	66	〃	0.724	〃	
	3月			315	〃	3.800	〃				(田49.420)	22	〃	2.400	〃云記	
			29	盃 17	〃	5.397	〃					熟 7	〃	2.053	〃	
		(共單10紙)		70	官	5.581	〃					14	驟 23	〃	0.960	〃
		(計田31.799)	33	南 ^南 12	〃	3.420	〃					驟 ^西 29	〃	4.449	施章亭 ^李 記	
			西18・22	超 56	〃	2.130	徐恒儀					驟 ^東 11	〃	2.432	張佐龔云記	
				57	〃	1.573	〃					驟 ^西 51	1斗	1.883	〃	
				87	〃	4.517	〃					驟 ^西 49	官	1.821	〃	
				嗣242	〃	1.000	徐應儀				13	驟 ^南 14	〃	1.330	〃	
				2	〃	0.755	候安素				12	驢 22	〃	2.341	〃	
△	〃4月	潘肇基	上14・上16	稷	〃	3.505	吳安吉					驢 ^北 2	1斗	0.925	王慎思	
					〃	4.389	〃					驢 ^南 5	2斗	0.993	張佐龔云記	
		(共單23紙)			〃	1.070	〃					中18・7	南 ^南 165	民	0.458	王慎思
		(計田63.830)			〃	1.600	〃					6	祀105	官	1.400	〃
				134	〃	2.005	〃					5	嬌 25	〃	2.426	〃
				史 56	〃	2.091	〃									
				11	〃	2.066	〃									

清末、江南の一租栈における徴税・小作関係(一)(川勝)

第 6 表 (その 6)

号	置得年	被置得戸	都・国	坪・畝	則	面積	細註戸	号	置得年	被置得戸	都・国	坪・畝	則	面積	細註戸
				43	官	1.357 ^畝	王慎思					151	〃	1.650 ^畝	〃
				44	〃	0.925	〃					5 霜208	2斗	4.000	沈濟成
				45	〃	2.235	〃					209	荒民	2.595	〃
				20	〃	0.550	〃					上8 藁蕪85	官	2.705	林怀玉
			4	7	〃	0.700	〃					85	〃	2.705	〃
				270	〃	2.500	〃					92	〃	1.853	嚴吉寿
				222	〃	3.071	〃					87	官	3.500	林怀玉
				132	〃	0.508	〃					財賦15	〃	0.200	李本図
				63	〃	4.915	〃					15	〃	3.300	林怀玉
△	光33	顧季和	東18・16	畝186	〃	0.400	顧同豊					趙為17	民	1.500	陳世美
				456	〃	1.856	〃					85	官	4.150	陸三余
		[共単98紙]		457	〃	1.279	〃					100 120	〃	1.598	龔鶴寿
		(共田 212.931)		457	〃	1.278	〃					下14・3 塞108	〃	2.999	張信義
				502	民	3.163	〃					109	荒民	1.731	〃
				503	〃	2.882	〃					122	官	2.000	〃
			北17	北審30	官	4.296	張佐龔 仁記					209	〃	0.754	〃
				43	〃	1.700	〃					210	荒官	4.046	〃
				166	〃	1.076	〃					7 碓121	官	2.686	徐豫豊
				354	〃	3.854	〃					125	〃	5.190	徐叢桂
				355	〃	4.500	〃					石385	荒官	0.910	徐 琳
			西18・上20	羅176	〃	3.490	徐恒豊					386	荒官	1.813	〃
				317	〃	3.220	尤松坡					387	荒民	5.001	徐叢桂
				328	〃	1.335	徐恒豊					上10	載 官	1.300	倪藝香
			下36	西饒131	〃	3.073	顧祿寿					48	民	2.107	唐甸山
				132	〃	3.242	〃					冥156	荒1斗	3.273	陸朗為
				134	〃	1.944	〃					156	荒1斗	3.273	〃
				147	〃	4.000	〃					下10 沓172	荒民	1.251	徐豫豊
				?	〃	1.977	〃					180	民	1.400	義記
			中18・5	且106	〃	5.873	徐恒豊					×231	荒官	4.015	〃
				107	〃	1.900	〃					236	〃	1.323	〃
			北19・4	金 40	〃	0.235	嚴吉寿					236	〃	1.323	〃
				40	〃	0.535	〃					358	民	2.352	〃
				56	〃	0.600	〃					396	〃	3.186	陸朗為
				119	〃	4.272	〃					13 畝 9	〃	2.400	唐甸山
				147	〃	0.250	〃					上14 藝 64	官	0.458	〃
				150	〃	1.000	〃					65	〃	1.642	〃

清末、江南の一租棧における徴税・小作関係 (一) (川勝)

第 6 表 (その7)

号	置得年	被置得戸	都・国	坪・畝	則	面積	細註戸	号	置得年	被置得戸	都・国	坪・畝	則	面積	細註戸		
			下14	直111	〃	2.426 ^原	〃		2月			9	〃	1.000 ^原	顧食徳		
				111	〃	2.576	〃			(共計單 86紙)		174	荒民	1.800	顧麟祥		
				112	〃	0.962	〃			(合田 118.634)		67	官	0.530	韓瑞記		
				114	〃	0.940	〃					68	〃	0.700	〃		
				132	〃	0.611	〃					109	〃	2.704	顧食徳		
				135	〃	2.880	〃					65	〃	0.750	徐鳳儀		
				144	〃	0.749	〃					西樞31	〃	0.700	顧仁寿		
				145	〃	2.451	〃					60	〃	0.560	韓瑞記		
				189	〃	0.500	〃					30	〃	2.250	顧仁寿		
				192	〃	1.184	〃					31	〃	1.350	〃		
				217	民	0.500	〃					4	田227	荒民	2.214	嚴振徳	
				253	官	0.500	〃					287	〃	1.428	〃		
				255	〃	1.890	〃				西13・1	禹 66	官	4.778	徐察儀		
			23	西城29	〃	2.524	張信義					州	〃	1.500	〃		
				30	〃	1.500	張長豊					4	形337	〃	0.230	顧仁福	
				東城35	官	1.777	張信義					117	〃	1.800	〃		
				昆 40	民	2.500	〃					117	〃	1.800	〃		
				40	〃	1.250	〃					337	〃	0.600	〃		
				201	荒民	1.704	〃					337	〃	0.410	〃		
				201	〃	0.153	〃					337	〃	0.710	〃		
				242	民	2.744	〃					337	〃	0.510	〃		
				下25	池 56	官	1.423	張長豊				337	〃	0.450	〃		
			下17・1	壺184	〃	2.161	張尚志					336	〃	0.115	〃		
				185	〃	2.700	王悅和理					336	〃	0.110	〃		
				193	〃	3.545	張孝友					337	官	0.800	〃		
			24	拳	〃	2.296	顧同登					337	〃	1.238	〃		
				180	〃	4.613	〃					337	〃	0.640	〃		
				302	〃	1.317	〃					337	〃	0.230	〃		
				342	〃	1.300	〃					372	〃	2.900	〃		
			×25	西燭 46	1斗	1.315	呉鳴盛					433	〃	1.900	〃		
				×91	荒民	1.239	〃					445	〃	1.800	〃		
			27	潔 56	1斗	3.400	俞崇礼					557	〃	0.750	〃		
				58	1斗	0.600	〃					5	更 肖 号	92	〃	3.750	徐震豊
				419	官	3.265	徐恒豊					更 肖 号	72	荒民	3.000	潘玗甫	
			28	弦 27	〃	2.000	楊根観					更 肖 号	97	民	2.270	潘湘坡	
△	光34	顧季和	東13・1	亭 53	〃	1.260	顧麟祥					99	〃	3.960	〃		

第 6 表 (その 8)

号	置得年	被置得戸	部・図	坪・畝	則	面積	細註戸	号	置得年	被置得戸	部・図	坪・畝	則	面積	細註戸
				69	〃	0.300 ^畝	張敦豊					殿 42	〃	0.600 ^畝	張敦豊 福記
				54	〃	0.400	〃					91	〃	0.500	〃
				69	〃	1.000	〃					繰 44	〃	3.469	顧存祭
				更 ^少 号 ⁴⁸	荒民	1.500	〃				16	超104	〃	2.400	顧仁福
				更 ^錢 号 ¹⁰⁷	官	0.973	〃					106	〃	1.650	〃
				108	〃	2.032	〃					114	〃	1.800	〃
				142	〃	0.886	〃					121	〃	2.210	〃
				150	荒民	0.507	〃					296	〃	1.500	〃
				22	官	0.700	〃					296	〃	1.720	〃
				80	〃	1.146	〃 禄記					296	〃	0.150	〃
				105	〃	1.275	〃					303	〃	0.900	〃
				150	〃	1.155	〃					313	〃	2.140	〃
				更 ^張 号 ¹⁰⁷	荒官	0.580	〃 寿記					501	〃	1.180	〃
				更 ^江 号 ²²	官	0.300	〃 福記	△	光28 5月	蔣寅生	元邑 西22・26	嫡166	官	6.416	陳珍記
				更 ^牛 号 ¹¹⁴	荒民	2.000	〃					298	〃	1.580	〃
				123	17畝	2.632	〃			(其單47紙)		320	〃	1.500	〃
				更 ^張 号 ⁶⁸	民	0.653	徐震豊			(計田 114.957)		262	〃	3.000	〃
				69	官	0.643	〃					340	〃	3.140	〃
				71	〃	2.430	〃					368	〃	1.104	〃
				143	民	1.211	張敦豊					381	〃	3.238	〃
				148	5升	0.800	福記					49	〃	2.888	〃
				148	5升	0.800	〃 寿記				25	畧 36	〃	2.674	汪質厚
				148	5升	0.800	〃 禄記				11	終 16	〃	2.588	湯悦来
				143	民	0.606	〃				東 夙	〃	3.586	汪春陝	〃
				143	民	0.605	〃 寿記				10	似183	〃	1.690	汪蘭風
				159	民	3.100	潘永稔					143	〃	2.285	〃
			7	盟	官	1.500	宋有恒					144	〃	2.732	〃
			13	啓 14	〃	1.900	顧仁福					182	〃	2.189	〃
				14	〃	0.950	〃				8	宝226	〃	0.227	汪梅月
				21	〃	1.100	〃					86	〃	2.346	〃
				69	〃	0.720	〃					68	〃	1.500	〃
				88	〃	0.900	〃					205	〃	2.384	〃
				127	〃	0.200	〃				4	王 非	〃	0.400	汪一經
				甲 26	官	0.400	張敦豊 福記				3	事 12 24 27	〃	5.700	湯悦来
			14	瑟284	〃	4.014	顧存祭					100	〃	1.498	〃
			上15	穀 72	〃	4.200	顧仁福								

清末、江南の一租棧における徴税・小作関係 (一) (川勝)

第 6 表 (その9)

号	置得年	被置得戸	都・国	坪・垧	則	面積	細註戸	号	置得年	被置得戸	都・国	坪・垧	則	面積	細註戸
				100	〃	0.750 ^畝	〃					〃	〃	1.280	〃
				100	〃	0.749	〃					43	〃	1.901	〃
				25	〃	2.600	〃					44	〃	1.983	〃
				111	〃	5.073	〃				15	霄 28	〃	3.967	〃
				99	〃	2.550	〃	△	光33 9月	沈子壽	元邑 上17・5	凌	〃	1.158	蔣崇礼
				力 15	〃	0.311	胡樹碧 仁記						〃	3.300	〃
				22	〃	2.058	〃			(共計單 20紙)			〃	2.725	〃
				24 官	〃	3.588	〃			(田53.597)			〃	0.350	〃
		2	壁 73	〃	0.196	汪亦政	〃					摩	〃	4.000	汪敦説
				56	〃	1.848	〃						〃	4.439	〃
				52	〃	1.601	〃						〃	1.850	〃
				62	〃	4.207	〃						〃	1.200	〃
				94	〃	0.449	〃				6	寓	〃	3.000	〃
				100	〃	4.497	〃						〃	3.200	〃
				43	〃	5.482	〃						〃	2.112	〃
				54	〃	2.883	〃						〃	1.302	〃
				58	〃	2.185	〃						〃	4.026	〃
				36	〃	2.275	〃						官	1.135	〃
				64	〃	1.699	〃						〃	2.212	〃
				46	〃	0.700	〃						〃	5.160	〃
				51	〃	2.103	〃						〃	3.500	〃
				是426	〃	1.978	陳珍記						〃	2.216	〃
				425	〃	1.925	〃						〃	2.112	〃
				424	〃	5.810	〃						〃	4.600	〃
		1	慶 26	〃	2.775	汪水部	〃	1	光10 (甲申)	張再亭	東13・下南 10	丙 27	官	2.470	張再亭
△	光32 4月	潘肇基	元邑 上17・5	緯 47 50	官	2.044	吳安吉	2	〃	朱養素	西13・上15	驅 70	〃	2.110	潘樹澎
				〃 47 50	〃	2.044	〃	3	〃	尤凝績	西13・3	軍147	〃	1.600	尤凝績 協記
		(共單14紙)		12 宰 25	〃	2.412	〃		〃			4 邢379	〃	1.700	魏金大
		(計田 26.933)		充 39	〃	1.086	〃				上6	煩527	〃	1.808	尤凝績 協記
				40	〃	1.668	〃	4	〃	尤殷氏	西13・1	九 80	〃	1.991	尤凝聚
				41	〃	1.343	〃			金子金宝		4 形 60	〃	1.000	〃
				198	〃	3.365	〃					(邢)369	〃	1.000	〃
				117 131 132	〃	1.280	〃	5	〃	范近山	西13・1	九 25	〃	2.200	范忠義
				〃	〃	1.280	〃				上6	煩459	〃	2.000	〃
				〃	〃	1.280	〃					432	〃	1.800	〃
				〃	〃	1.280	〃				上15	驅 74	〃	1.500	〃

第 6 表 (その10)

号	置得年	被置得戸	都・園	坪・丘	則	面積	細註戸	号	置得年	被置得戸	都・園	坪・丘	則	面積	細註戸
				83	官	1.800 ^原	范忠義					118	官	2.214 ^原	陸栄江
6	〃	朱錦福	下14・13	俣 78	〃	3.336	朱厚德					物945	荒民	0.650	嚴竹豊
7	〃	柳徳山	下14・上14	魚105	〃	2.109	柳鳳来					932	荒官	0.400	〃
		錢士達	下14	直359	〃	1.000	沈啓宗					934	〃	1.500	嚴毛氏
					〃	0.250	陸堯明				西13・1	九 29	官	1.700	范敦義
8	〃	虞幸根	下14・上25	碓304	荒官	2.200	虞希賢					48	〃	3.750	〃
					〃	0.750	侯協豊					34	〃	1.300	〃
				368	〃	0.600	周瑞雲					92	〃	0.900	〃
				368	官	1.212	〃					59	〃	2.310	〃
9	光11 (乙酉)	陸香泉	西13・上15	殿 43	〃	1.600	陸錦秀					90	〃	0.560	〃
	10月				〃	0.310	〃					102 ⁵⁸	〃	2.400	〃
10	光24 9月	郎大炳	半19齊1	遺	〃	1.000	沈敬修				3	軍154	〃	1.122	陸裕豊
			齊2	桐 50	〃	0.928	顧慎修				上6	煩	〃	0.925	范敦義
		(計新庫6紙)		51	〃	0.681	〃				下6	韓 84	〃	0.500	栄道義
		(計田 5.014)			〃	0.700	顧慎利				7	違	〃	1.000	陸慎醇
					〃	0.700	〃								
					〃	1.005	顧務本								
11	光24 9月	蔣世仲	下14・3	塞299	〃	2.878	侯徳豊								
			下17・2	眠213	〃	3.175	蔣世徳風								
			3	争 32	〃	3.674	〃								
			26	銀320	〃	2.600	沈燿奎								
			28	南 厓 26	〃	2.215	蔣世徳風								
			中18・5	祭 50	〃	3.033	邢濟美								
				潰 52	〃	2.540	鄧厚基								
				49	〃	1.574	〃								
				48	〃	2.827	〃								
			西18・19	西 片 342	官	0.910	侯徳豊 泰記								
				523	民	1.100	〃								
				48 周 幸 50 51	官	0.400	施仁堂								
				顧 汀 37	荒民	1.600	金 嘉梅 鳳岐								
			下36	西縣486	官	1.627	顧歆記								
				483	民	0.530	〃								
				485	〃	0.146	〃								
				482	〃	0.187	〃								
			東13・1	亭 60	官	2.200	張前豊								

清末、江南の一租棧における徴税・小作関係(一)(川勝)

数字である。この体裁からすぐ気がつくのは、この簿冊は村松氏が紹介した史料⁷無表題土地台帳（同治呉県都図）と類似した土地置買に関する簿冊だということになる。ただし、第一冊冒頭は第六十七号で始まり、第三冊八十六葉Bの百十一号で終わっている。そしてまだ記事が続き、それは光緒三十四年二月までの土地置得を記す。さらに第四冊半ば以降、再び第元号から第十一号を挙げる。右の内、光緒甲申（十年）の置得が六五例と過半を占める。この（八）「長邑経号田单底冊」は、光緒年間における馮林一の土地集積を示すものとして貴重な史料である。従つて、その内容を表化して一覽にしておく意義は十分にあると考えられる（第6表）。ここで、細註戸名が何であるか問題であるが、それが被置得戸名と一致するのは、六七号李洪山・洪興、七二号秦大宝、七三号呉鑑山、七七号李云飛、七八号許鳳江、八一号薛福觀、八二号胡耕山、八四号孫云階、八五号朱克賢、八八号李雲山、八九号莫士德、九一号陳虎觀、九八号顧秀峰、百号顧海和、一〇一号顧四觀、一〇二号莫鳳岐、一〇三号顧金觀、一〇五号顧虎觀、一〇七号沈紀峯、一〇八号錢兆璋、一一〇号俞洪山、一一三号楊大祥、一一四号顧元吉、一一六号皇甫湘蘭、一一九号陸玉秀、一二一号鄭進榮、一二六号郁茂德、一二七号郁金元、一二九号郁又新とかなりの数に上つていたので、細註戸名が被置得戸名であることの可能性が強い。両者の一致をみないものは、「原戸」名義が何かの理由で他に譲渡されていると考えてよいと思う。一三二号以下のものは被置得戸一戸が数戸に分割されて註記されているようである。なお、（八）「経号田单底冊」には業戸名は一切登場していないが、後に同一地片を記載する他の簿冊との付き合せによつて、その業戸には「呉経鋤」は全く関係のないことが知られる。だから、経号の経は呉経鋤の経ではないことが判明する。ついでに言えば忠号、貽号は、先掲第5表の（Ⅲ）欄に「呉守倫忠（記）」「呉守倫貽（記）」とあるものに相違なく、これは「田单冊」によれば光緒十年に他の業戸、例えば呉裕仁らに移つたものである。以上については後に考証するとしても、いずれにしても、「長邑経号田单底冊」は租棧による土地置得を物語る簿冊であるが、その実際は、やはり「田单」名「易知由单」を取得することにより、それを集積した原簿、基本台帳ということと言えるのである。この史料の

第一百另二号に、

此単共一畝六分六厘四毛 内佃自攷四分、要折單。

とか、第百二十五号に、

原單未來、贖去不憑。

とあるように、土地の置得収積はあくまで單によつて注意しておくべきである。

（九）「長邑小租簿」

一八・四×一九・八厘の簿冊で、長洲県東六図下北五図から、北十九都下八図に至る各地片の佃作関係の佃戸名、面積、入米額、力米額、それと各地片の都図、圩名、坵数、土名を挙げてゐる。その体裁は次に示す通りである。

字元号東六都下北五図 官田十七畝九分九厘三毛 催。

佃顧阿盧 入米十七石 斗 升六合 力一斗二升

物圩土名

坵

字二号 都 田四畝一分 厘 毛 催。

佃周阿毛 入米四石 斗一升八合 力一斗六升四

意圩土名

卅七 坵 一畝九分六厘 四十六 二畝一分八毛 畝八厘六厘

字。三。号。都。図。田。九。畝。三。分。厘。毛。催
 佃。顧。阿。狗。入。米。九。石。三。斗。三。升。八。合。力。三。斗。七。升。二
 操。圩。土。名。善。古。浜。

しかし、通常の「租簿」や「佃冊」と異なるのは小作料支払の結果が全く何も示されていない点であろう。なお、一都一図より東六都下北五図以前のほかに、随所に欠落があるようで完本とはいえない。それが「小租簿」の名の由来かも知れない。これはどうも「佃冊」「租簿」のある種原簿である可能性が強い。ただし、この簿冊の性格は他の簿冊との対比を行わないかぎり知りようがない。

二、史料・簿冊間の相互関連

1、

村松裕次氏が紹介された、東洋文庫所蔵史料4「長邑出由婦図冊」の内表紙に「経・忠・貽三号全」とあり、馮林一棧関係地の呉姓業戸所有地は、経号・忠号・貽号（さらに仁号・義号等）に分類されて租棧管理の下に置かれていることが確認された。忠号は呉忠記、貽号は呉貽記とされるが、この名義は、九大所蔵簿冊の(五)(六)(七)等でも確認される。それでは、かかる経・忠・貽三号はいつ、どのような過程を経て成立したものであろうか。それを知るためには、史料(六)「長邑各都図漕米總冊」の(四)の部分の各都図地片の業戸名と史料(七)「長邑各都図無間田單冊」のそれとを対照比較する必要がある。そのために作成したのが次の第7表である。

表中、業戸(A)は史料(六)の業戸名、(B)は史料(七)の業戸名である。これから史料(六)の業戸呉守倫はすべて業戸呉裕仁・呉敦礼・呉婦耕に移っており、忠字が付けられている。なお、従来(A)で呉忠記とされていたものの原報は、辰の歳で

第 7 表

都・団	地片	則	面積畝	業戸(A)	原報	業戸(B)	都・団	地片	則	面積畝	業戸(A)	原報	業戸(B)
1・1	2	官	8.027	呉守倫忠	申32	呉裕仁	2・13	11	官・ 1斗 1斗5升	22.819	呉貽記	卯15	呉貽記
1・2	2	"	19.531	"	申33	"	2・16	8	官・民 下地	13.249 (2.262)	呉貽記	卯15 (申33)	呉貽記 (呉裕仁)
"	1	"	1.500	呉忠記	辰45	呉忠記	"	1	官	8.948	呉忠記	辰45	呉忠記
1・3	1	"	3.542	呉守倫忠	申33	呉裕仁	2・17	1	"	11.429	呉貽記	卯15	呉貽記
"	4	"	18.752	呉貽記	卯15	呉貽記	2・18	1	"	5.055		辰45	呉忠記
"	1	"	6.281	呉守倫貽	申33	呉敦礼	2・19	1	"	20.828 (5.441)	呉守倫	申33 (辰45)	呉敦礼 (呉忠記)
1・4	2	"	21.593	呉守倫忠	申33	呉裕仁	2・20	1	"	5.905	呉貽記	卯15	呉貽記
"	2	"	17.167	呉守倫貽	申33	呉敦礼	"	1	"	70.229	呉忠記	辰45	呉忠記
1・5	1	"	11.520	呉守倫忠	申33	呉裕仁	東6・上2	2	"	37.047	呉貽記	卯15	呉貽記
"	1	"	12.515	呉守倫貽	申33	呉敦礼	東6・下北5	1	"	21.507	呉忠記	辰45	呉忠記
1・6	3	"	15.791	呉守倫忠	申33	呉裕仁	東6・上17	1	"	7.846	呉貽記	卯15	呉貽記
1・7	2	"	14.587	"	申33	"	東6・下17	1	"	34.971	"	卯15	"
1・8	1	"	8.627	"	申33	"	7・2	1	"	4.921		辰45	呉忠記
"	1	"	3.325	呉貽記	卯15	呉貽記	7・3	1	"	21.560	呉忠記	辰45	"
1・9	1	二斗	5.006	呉守倫忠		呉裕仁	7・上11	1	"	17.066	呉守倫忠	申33	呉敦礼
"	1	官	3.794	呉忠記	辰45	呉忠記	7・下11	1	"	7.184	"		"
1・10	4	"	22.393	呉守倫忠	申33	呉裕仁	8・1	1	"	4.006	呉忠記	辰45	呉忠記
1・上11	1	"	4.844	"	申33	"	8・上3	1	"	4.212		辰45	"
"	1	"	3.720	呉貽記	卯15	呉貽記	8・4	1	"	20.479		辰45	"
1・下11	1	"	14.235	呉守倫忠	申33	呉裕仁	8・上7	1	"	9.001	呉忠記	辰45	"
1・12	1	"	6.173	"	申33	呉敦礼	8・13	1	"	21.470	呉貽記	—	—
"	3	"	26.707	呉貽記	卯15	呉貽記	8・上14	1	"	4.035	"	卯15	呉貽記
1・17	1	"	1.300	"	卯15	"	8・上15	2	"	4.544 (1.198)	呉守倫忠	申33 (申32)	呉敦礼 呉婦耕
1・18	1	"	2.890	呉守倫忠	申33	呉敦礼	8・上17	1	"	14.658	呉貽記	卯15	呉貽記
"	6	"	18.544 (3.800)	呉貽記	卯15 (申33)	呉貽記 呉婦耕	8・下17	1	"	5.913	"	卯15	"
1・19	1	"	1.148	呉守倫忠	申33	呉敦礼	8・22	2	"	10.053	呉守倫忠	申33	呉敦礼
"	2	"	5.483	呉貽記	卯15	呉貽記	9・1	1	"	2.660	"	申33	"
1・20	1	"	1.588	"	卯15	"	9・上15	1	"	6.540		辰45	呉忠記
1・21	1	"	6.406	呉守倫忠	申33	呉敦礼	9・下15	1	"	1.900		辰45	"
1・22	2	"	23.157	"	申33	"	9・21	1	民	1.000	呉忠記	辰45	"
"	2	"	4.785	呉貽記	卯15	呉貽記	9・34	1	官	2.061		辰45	"
2・1	2	"	16.657	呉守倫忠	申33	呉敦礼	11・4	1	"	12.425		辰45	"
2・上5	2	"	8.906	呉貽記	卯15	呉貽記	11・5	1	"	6.681		辰45	"
"	2	"	7.185	呉忠記	辰45	呉忠記	11・下8	1	"	13.189	呉忠記	辰45	"
2・下5	1	"	3.328	呉貽記	卯15	呉貽記	11・11	1	"	4.400		辰45	"
2・6	1	"	3.043	"	卯15	"	12・2	1	"	4.600	呉忠記	辰45	"
2・11	2	"	6.889	呉守倫	申33	呉敦礼	12・4	1	"	5.434		辰45	"
2・12	1	"	1.600		辰45	呉忠記							

清末、江南の一租棧における徴税・小作関係(二)(川勝)

あるが、これはすべて(B)でもそのまま呉忠記となっている。ということは、呉守倫から呉裕仁等に移ったのが申の年であり、多分、申より辰が先年にあつて、申の年に従来の呉忠記と呉裕仁等の所有地が併つて忠号とされたことを予想させる。なお、呉貽記と業戸名があつたもの(その原報は卯の年)は(B)の業戸名でもそのまま、これが貽号になるのであろうことが窺える。

第7表原報欄の卯・辰・申とは何年であらうか。この答えは、史料(七)の『長邑各都図無閭田單冊』と史料(八)の『長邑経号田單冊』のつき合せによつて得られる。史料(七)の原報に申とあるものをすべて抜き出して、史料(八)と対照させたものが、第8表である。これから申とは甲申つまり光緒一〇年(一八八四)であつて、第8表に並べられた各都図・各地片はすべて経号に属する馮林一棧関係地であることが知られる。その業戸名は、実は史料(八)の『長邑経号田單底冊』では不明であつたが、史料(七)から、呉存信・呉養真・呉崇儉・呉守拙・呉抱樸であるとわかる。なお、史料(八)は完本でなく、脱落のあることは先述したが、ここでも、東十三都図一図、東十八都図十二図、同十三図、半十九都齊二図などに照応しない(X印)のものがみられる。ただし、最後の半十九都齊二図の呉裕仁名義分が経号に入つていたか、といえは、忠号の可能性が強く、除外すべきかも知れない。となれば、史料(八)の経号関係地の記載脱落は少なく、というよりほとんど脱落は無いといった方がよく、史料(八)が完本である可能性も強い。以上から、申は光緒十年、辰は同六年、卯は同五年と一応考えられる。

第8表からは別の事実が確認される。それは、史料(七)等に「原戸」とあつたものの性格にかかわるが、史料(八)の被置得戸並び、各地片面積の下に註記される戸名等との対応によつて、「原戸」が必ずしも、呉姓業戸馮林一租棧へ直接土地を買却したものとは限らないことがわかる。一致するものもかなりの数に上るが、同姓内別人やまた数戸に分割される場合のあつたこと、異姓にさえ変つたものもあることなどもわかる。

第8款(その1)

[illegible]

第8表(その2)

[illegible]

清末、江南の一租棧における徴税・小作関係（二）（川勝）

清末、江南の一租棧における徴税・小作関係（一）（川勝）

第8表（403）

	租民	1,900	呉興隆	桑湖山	中30	110	〃	桑湖山	租民	1,900	桑湖山		〃	3,200	〃	陳秀德	中31	83	〃	陳秀德	〃	1,100	陳大年
	租民	2,211	呉興隆	曹何大	中30	95	光10	曹文德	曹文德	2,211	曹文德		〃	4,256	〃	陳星清	中31	86	光10	朱友蘭	〃	2,118	張保坤
E14-F19	官	3,087	呉興隆	周紹方	中30	125	〃	周紹田	陳星清	〃	〃		〃	〃	〃	陳星清	中31	90	〃	陳星清	〃	3,000	陳新德
	〃	10,866	呉興隆	顧正官	中31	114	〃	顧正官	顧正官	2,454	顧正官	F14-F25	官	1,212	錢子蘭	陳友德所	中33	8	〃	陳友德	官	1,212	周紹基
										7,004	〃		荒官	3,550	〃	〃	中33	8	〃	〃	荒官	2,200	陳希賢
										0,000	〃						中33	8	〃	〃	〃	0,750	陳紹章
										0,808	〃						中33	8	〃	〃	〃	0,000	周紹基
E14-F21	〃	9,409	〃	顧正官	中32	114	〃	〃	〃	4,002	顧正官	F14-F25	民	5,552	呉存昌	陳厚安	中30	115	〃	陳厚安	民	5,552	陳厚安
E14-F28	〃	1,307	〃	顧正官	中32	114	〃	〃	〃	5,407	顧正官	F14-F25	官	2,761	呉紹興	顧正官	中33	114	〃	顧正官	官	2,761	顧正官
F14-F32	〃	2,323	呉興隆	陳厚安	中32	74	〃	陳厚安	〃	0,650	陳厚安	F17-16	〃	4,747	呉紹興	許本介	中30	117	〃	許本介	〃	2,055	許本介
	〃	1,400	〃	王本潤	中32	87	〃	王本潤	〃	1,073	陳厚安	F17-24	〃	1,041	〃	張廷珍	中32	120	〃	張廷珍	〃	2,712	許本介
	民	0,700	〃	陳厚安	中32	75	〃	陳厚安	民	0,700	陳厚安		民	0,808	呉存昌	陳厚安	中30	131	〃	陳厚安	〃	4,500	張廷珍
	荒官	1,337	〃	陳厚安	中31	130	〃	陳厚安	荒官	0,688	陳厚安		止5升	1,150	呉存昌	張廷珍	中32	120	〃	張廷珍	民	0,808	張廷珍
	荒民	2,300	〃	陳厚安	中31	130	〃	陳厚安	荒民	1,150	陳厚安	F17-25	官	2,297	呉存昌	胡相慶	中31	128	〃	胡相慶	〃	2,297	胡相慶
										0,688	陳厚安	F17-26	民	0,450	呉存昌	胡相慶	中30	118	〃	胡相慶	民	0,450	胡相慶
F14-F3	官	8,325	呉存昌	陳厚安	中30	115	〃	陳厚安	官	4,128	陳厚安		官	4,528	呉存昌	陳厚安	中30	115	〃	陳厚安	官	4,528	陳厚安
	民	1,361	呉興隆	陳厚安	中31	91	〃	陳厚安	民	1,361	陳厚安	F17-29	官	1,364	呉存昌	陳厚安	中30	119	〃	陳厚安	官	1,364	陳厚安
F14-F6	官	5,183	呉存昌	陳厚安	中30	115	〃	陳厚安	官	5,183	陳厚安	F17-33	〃	5,000	呉存昌	陳厚安	中32	124	〃	陳厚安	〃	5,000	陳厚安
F14-F9	〃	3,267	呉興隆	陳厚安	中32	128	〃	陳厚安	〃	3,267	陳厚安	東18-12	〃	2,080	呉存昌	陳厚安	中33	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	2,988	呉興隆	陳厚安	中31	123	〃	陳厚安	〃	2,988	陳厚安	東18-13	〃	0,555	呉存昌	陳厚安	中33	〃	〃	〃	〃	〃	〃
F14-F10	〃	3,606	呉存昌	陳厚安	中31	128	〃	陳厚安	〃	3,606	陳厚安	西18-22	〃	1,812	〃	陳厚安	中30	115	〃	陳厚安	〃	1,812	陳厚安
F14-F10	荒民	6,000	〃	胡相慶	中31	128	〃	〃	荒民	6,000	胡相慶	西18-37	〃	5,430	呉存昌	陳厚安	中32	122	〃	陳厚安	〃	5,430	陳厚安
F14-F13	官	3,336	呉存昌	陳厚安	中31	6	〃	陳厚安	官	3,336	陳厚安	中18-F6	〃	2,819	〃	陳厚安	中33	121	〃	陳厚安	〃	2,819	陳厚安
F14-F14	〃	2,109	〃	陳厚安	中33	7	〃	陳厚安	〃	2,109	陳厚安	中19-F2	〃	5,374	呉存昌	陳厚安	中33	〃	〃	〃	〃	〃	〃
F14-F14	〃	1,250	〃	陳厚安	中33	7	〃	〃	〃	1,000	陳厚安		〃	7,620	〃	〃	中33	〃	〃	〃	〃	〃	〃
										0,250	陳厚安		〃	4,813	〃	〃	中33	〃	〃	〃	〃	〃	〃
F14-F23	〃	2,810	呉興隆	胡相慶	中31	82	〃	胡相慶	〃	2,810	胡相慶		〃	3,009	〃	〃	中33	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	2,648	〃	朱友蘭	中31	85	〃	朱友蘭	〃	2,648	朱友蘭		〃	3,631	〃	〃	中33	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	1,471	〃	陳厚安	中31	84	〃	陳厚安	〃	1,471	陳厚安		〃	9,323	〃	〃	中33	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	荒官	1,250	〃	〃	中31	84	〃	〃	〃	1,250	〃		〃	5,430	〃	〃	中33	〃	〃	〃	〃	〃	〃

第 9 表 (その 3)

[illegible]

清末、江南の一租棧における徴税・小作関係（二）（川勝）

第 9 表 (その 4)

[illegible]

[illegible]

[illegible]

清末、江南の一租棧における徴税・小作関係（一）（川勝）

[illegible]

[illegible]

史料(七)・(八)の対照にさらに史料(九)の『長邑小租簿』の記事対照表を作成すれば、長洲県馮林一棧関係地の徴税—小作関係が文書簿冊の上で確認できることになる。史料(七)・(八)・(九)三種間で三簿冊ないし二簿冊には対応関係の認められるものを第9表に表示してみよう。ただし、紙幅の関係から、東六都下北五図から、東十三都十五図までの対照に止める。また、三史料の順は、土地置得を示す史料(八)、納税関係を示す史料(七)、最後に小作関係を示す史料(九)とする。いくつかの註記が必要であるが、最左欄の都・図は三史料とも記述がある。圩坵は史料(八)と史料(九)にある。その間に差違があるものは、最右欄に註記した。土名は史料(九)のみにしか記載がない。史料(七)の徴税額を示す上下忙銀はその正額であるが、上忙銀である。次の実徴額は割引が適用されたもので下忙銀である。最初の㊦〇・五三八両は、正額の九四%、つまり六%割引きであり、正額〇・五七二両であるからその九四%、大体〇・五三八両となる。史料(九)の畝当租とは入米・力米合計額を面積で除したものである。

第9表から何が確認できるか、それは対照表の残存部分とともに次回で行うこととする。

〔註〕

- (1) 村松裕次『近代江南の租税—中国地主制度の研究』(東京大学出版会 一九七〇)。
- (2) 川勝守「清末、江南における租税・業戸・佃戸関係—九州大学所蔵江蘇省呉県馮林一棧関係簿冊について—」(『史淵』一四、一九七七)。
- (3) 村松前掲書 五七七一六三頁及び、五六三—四頁等参照。
- (4) 村松前掲書 五〇九頁参照。
- (5) もっとも、村松氏が紹介された史料4「長邑出由帰図冊」でも、光緒10年までの置得関係はある程度わかる。村松前掲書、五八八—六三〇頁の附録第二表中の「長邑出由帰図冊」の年月参照。
- (6) 川勝前掲論文、一三三—九頁、村松前掲書、四一六、四四九、五〇一頁等参照。